

各施術所 御中

大分県後期高齢者医療広域連合事務局長

(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の
請求方法の変更について (通知)

平素より後期高齢者医療制度の運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では平成31年4月1日より、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「あはき療養費」という。）について、受領委任制度の取扱いを開始しております。

この度、令和2年4月1日より大分県国民健康保険団体連合会において、あはき療養費の審査委員会が設置されることに伴い、令和2年4月以降の請求方法が下記のとおり変更となります。

記

1. 受領委任制度による療養費支給申請書の提出先等について

●申請書の提出先

大分県国民健康保険団体連合会の担当課へ郵送、またはご持参にて提出してください。

(提出先)

〒870-0022

大分県大分市大手町2丁目3番12号

大分県国民健康保険団体連合会 審査課 療養費班

TEL：097-535-7134

●提出期限

平成30年6月12日保発0612第2号「あはき療養費に関する受領委任の取扱いについて」（以下「受領委任の取扱いについて」という。）別添1「受領委任の取扱規程」第25項の原則どおり、**毎月10日（必着）**といたします。

※受付時間は平日8：30～17：00です。ただし、10日が土日祝の場合のみ8：30～17：00の間、5Fに受付窓口を設置しております。

●受領委任制度の取扱いを受けない申請書について

平成31年3月以前の施術分、または償還払いの申請書については、従前どおり被保険者の住所がある市町村後期高齢者医療主管課が提出先となります。

2. 療養費支給申請書の取扱いについて

●様式について

「受領委任の取扱いについて」別添1「受領委任の取扱規程」及び「あはき療養費の支給の留意事項等について」別添1、別添2に則り下記を指定様式といたします。

※従前の当広域連合の取扱いでは、「療養費支給申請総括票（Ⅰ）、（Ⅱ）」の添付は任意としておりましたが、令和2年4月請求分以降は必須となります。

	種別	関連通知等	指定様式
1	療養費支給申請書	受領委任の取扱規程	<ul style="list-style-type: none"> ・別添1様式第6号（はりきゅう） ・別添1様式第6号の2（あん摩マッサージ）
2	往療内訳表	受領委任の取扱規程	<ul style="list-style-type: none"> ・別添1様式第7号（はりきゅう、あん摩マッサージ共通）
3	療養費支給申請総括票（Ⅰ）、（Ⅱ）	受領委任の取扱規程	<ul style="list-style-type: none"> ・別添1様式第8号（Ⅰ）（はりきゅう、あん摩マッサージ共通） ・別添1様式第9号（Ⅱ）（はりきゅう、あん摩マッサージ共通） ・またはこれらに準ずる様式
4	同意書、診断書	あはき療養費の支給の留意事項等について	<ul style="list-style-type: none"> ・別添1（別紙1）または（別紙2）（はりきゅう） ・別添2（別紙1）または（別紙2）（あん摩マッサージ）
5	1年以上・月16日以上施術継続理由・状態記入書	あはき療養費の支給の留意事項等について	<ul style="list-style-type: none"> ・別添1（別紙5）（はりきゅう） ・別添2（別紙5）（あん摩マッサージ）
6	施術報告書（写）	あはき療養費の支給の留意事項等について	<ul style="list-style-type: none"> ・別添1（別紙6）（はりきゅう） ・別添2（別紙6）（あん摩マッサージ）

※各種様式については厚生労働省、または当広域連合のホームページに掲載しております。

●申請書等の編綴について

円滑な審査・点検業務を行うため、申請書等の編綴について別紙のとおり行っていただくよう、ご協力の程お願いいたします。

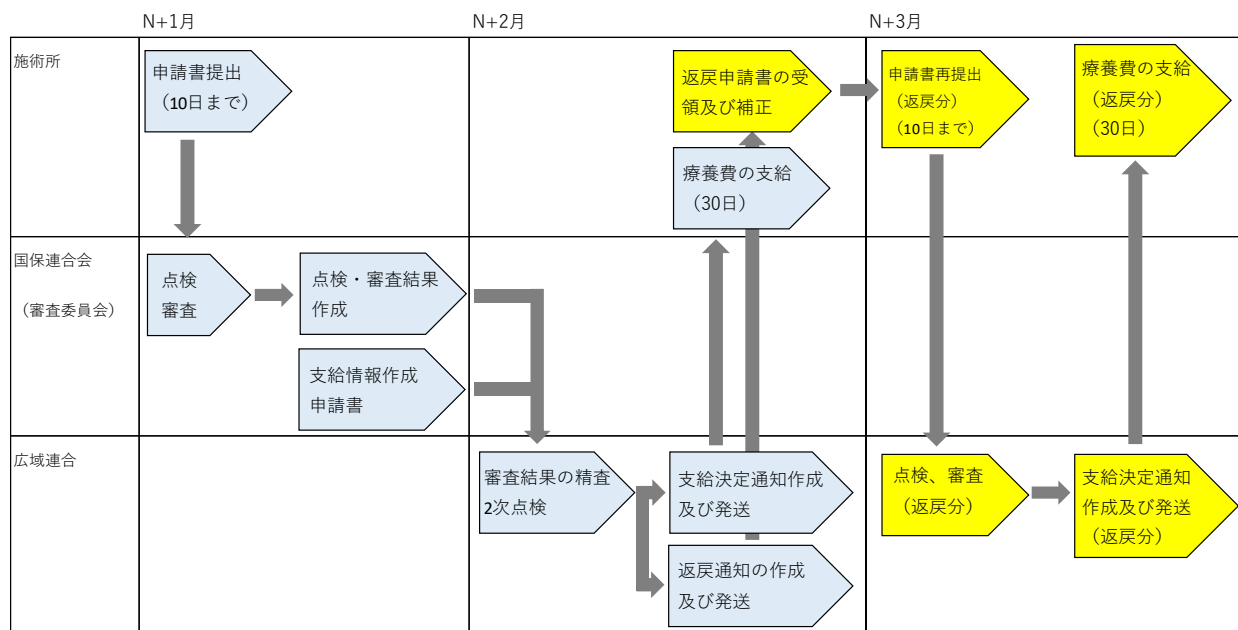
3. 支給について

●令和2年4月以降の請求から支給までの流れ

スケジュールについては以下のとおりです。従前では請求月の2ヶ月後の30日が支給日となっておりましたが、令和2年4月分より10日までに提出された場合、請求月の翌月の30日が支給日となります。

※30日が土日祝日の場合は、前営業日に支給します。

N月診療分の場合



●返戻分の支給について

書類不備等で返戻した申請書については、再提出月の10日までに提出した場合、当月30日が支給日となります。

※返戻分の再提出先は当広域連合となります。

●施術所情報の変更について

厚生局への届け出等により施術所の所在地、登録記号番号、施術管理者、振込先口座等の変更があった場合は、「施術所情報変更届出書」の提出を当広域連合までお願いします。なお様式については、当広域連合のホームページに掲載しております。

※受付は随時行いますが、事務処理の都合上、提出月については変更後の情報を反映できない場合もあります。

【問い合わせ先】
 大分県後期高齢者医療広域連合
 事業課 給付係
 TEL：097-534-1771